

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月7日

三朝町長

三朝町条例第15号

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例（昭和62年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部 分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が 存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部 分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後		改正前													
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）													
<table border="1"><thead><tr><th>常任委員会の種類</th><th>所管</th></tr></thead><tbody><tr><td>総務教育常任委員会</td><td>会計課、総務課、<u>財政課、健康福祉課</u>及び教育委員会に関する事項並びに他の委員会に属しない事項</td></tr><tr><td>産業民生常任委員会</td><td>農林課、<u>企画課、観光交流課</u>、建設水道課、農業委員会<u>及び町民課</u>に関する事項</td></tr></tbody></table>		常任委員会の種類	所管	総務教育常任委員会	会計課、総務課、 <u>財政課、健康福祉課</u> 及び教育委員会に関する事項並びに他の委員会に属しない事項	産業民生常任委員会	農林課、 <u>企画課、観光交流課</u> 、建設水道課、農業委員会 <u>及び町民課</u> に関する事項	<table border="1"><thead><tr><th>常任委員会の種類</th><th>所管</th></tr></thead><tbody><tr><td>総務教育常任委員会</td><td>会計課、<u>危機管理課、総務課</u>、<u>財務課、子育て健康課、福祉課</u>及び教育委員会に関する事項並びに他の委員会に属しない事項</td></tr><tr><td>産業民生常任委員会</td><td>農林課、<u>企画観光課</u>、建設水道課、農業委員会<u>及び町民税務課</u>に関する事項</td></tr></tbody></table>		常任委員会の種類	所管	総務教育常任委員会	会計課、 <u>危機管理課、総務課</u> 、 <u>財務課、子育て健康課、福祉課</u> 及び教育委員会に関する事項並びに他の委員会に属しない事項	産業民生常任委員会	農林課、 <u>企画観光課</u> 、建設水道課、農業委員会 <u>及び町民税務課</u> に関する事項
常任委員会の種類	所管														
総務教育常任委員会	会計課、総務課、 <u>財政課、健康福祉課</u> 及び教育委員会に関する事項並びに他の委員会に属しない事項														
産業民生常任委員会	農林課、 <u>企画課、観光交流課</u> 、建設水道課、農業委員会 <u>及び町民課</u> に関する事項														
常任委員会の種類	所管														
総務教育常任委員会	会計課、 <u>危機管理課、総務課</u> 、 <u>財務課、子育て健康課、福祉課</u> 及び教育委員会に関する事項並びに他の委員会に属しない事項														
産業民生常任委員会	農林課、 <u>企画観光課</u> 、建設水道課、農業委員会 <u>及び町民税務課</u> に関する事項														

略

略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。